

No.	Q	A
1	プレミアム商品券は誰でも買えますか？	今回の商品券は、対象となる方が国の指針で定められています。 10月の消費税増税の影響を受けやすい以下の方が対象となります。 ①住民税非課税者の方 ②子育て世帯主の方
2	対象となる「住民税非課税者」とはどんな方を指すのですか？	平成31年度の住民税（市・県民税 基準日：平成31年1月1日）が課税されていない方です。 ただし、以下の方は対象外です。 ①住民税が課税されている方に扶養されている方 ②生活保護を受給している方 など
3	対象となる「子育て世帯主」とはどんな方を指すのですか？	平成28年4月2日から令和元年9月30日までに生まれた子どもがいる世帯の世帯主の方です。
4	「住民税非課税者」はどのように申請すればいいですか？申請期間も教えてください	対象と思われる方には、金沢市から8月1日以降にお知らせと申請書を郵送しました。申請書に必要事項を記入の上、同封した返信用封筒に入れ、投函してください。 市で審査の上、決定となった方には、9月下旬以降に、順次「購入引換券」を送付します。 なお、申請期間は令和元年8月1日から11月30日までです。お早めに申請してください。
5	「子育て世帯主」は申請しなくていいのですか？	申請いただく必要はございません。 対象となる方には、金沢市から9月下旬以降に、順次「購入引換券」を送付します。
6	どうすれば購入できますか？	金沢市から送付する「購入引換券」を指定の販売場所（市役所本庁・市民センター、スーパーマーケット、百貨店等大型商業施設 31カ所）に持参し、本人確認の上、代金引換で商品券を購入できます。
7	いつから買えますか？また、いつまで使えますか？	販売期間、使用期間ともに令和元年10月1日から令和2年2月29日までとなります。 使用期間を過ぎると、ご使用できなくなってしまいますので、ご注意ください。
8	どんなお店で使えますか？	金沢市内の取扱店舗ステッカーが掲示されている登録店舗で使用できます。登録店舗は、ホームページなどに掲載しています。
9	対象者本人しか購入・使用できないのですか？	家族や代理人の方による購入・使用も可能です。ただし、購入の際には、代理する方本人の確認が必要となります。
10	返金・払い戻しはできますか？他人に売ったり、譲ったりしてもいいのですか？	購入後に返金・払い戻しすることはできません。第三者への転売・譲渡・交換もできません。
11	商品券を冊子から切り離して、買い物に使用おうと思いますが、切り離された商品券は使うことはできますか？	冊子から切り離されていても使用できます。ただし、全体の3分の2以上残っていなかったり、番号がわからない券は使用できません。
12	商品券（または購入引換券）を紛失してしまいました。再発行してもらえますか？	どちらも再発行はできません。保管には十分ご注意ください。